第二十三条第一項第十三号中「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法」を「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法」に改め、同条第二項の表国家公務員倫理法（平成十一年法律第百二十九号）第四十二条の項中「同条第二項」を「同条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

（独立行政法人海洋研究開発機構法施行令の一部改正）

第六十五条　独立行政法人海洋研究開発機構法施行令（平成十六年政令第三十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人海洋研究開発機構法施行令

第一項中「独立行政法人海洋研究開発機構法（」を「国立研究開発法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号。」に改め、同項第三号中「独立行政法人海洋研究開発機構」を「国立研究開発法人海洋研究開発機構」に改める。

（独立行政法人日本原子力研究開発機構法施行令の一部改正）

第六十六条　独立行政法人日本原子力研究開発機構法施行令（平成十七年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法施行令

第一条中「独立行政法人日本原子力研究開発機構法（」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号。」に改める。

第二条第一項第四号中「独立行政法人日本原子力研究開発機構」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構」に改める。

（研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行令の一部改正）

第六十七条　研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項第一号及び第三号並びに同条第二項及び第四項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

別表の七の項第四号を削る。

第十節　厚生労働省関係

（医療法施行令の一部改正）

第六十八条　医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

第四条の六第一項中「独立行政法人放射線医学総合研究所」を「国立研究開発法人放射線医学総合研究所」に、「独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター及び独立行政法人国立長寿医療研究センター」を「国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター及び国立研究開発法人国立長寿医療研究センター」に改める。

（労働組合法施行令の一部改正）

第六十九条　労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「特定独立行政法人（同項に規定する特定独立行政法人」を「行政執行法人（同項に規定する行政執行法人」に、「特定独立行政法人とその特定独立行政法人職員」を「行政執行法人とその行政執行法人職員」に改める。

第二十三条の二第一項中「特定独立行政法人職員」を「行政執行法人職員」に改める。

第二十六条の二第一号及び第三号並びに第二十八条の見出し中「特定独立行政法人職員」を「行政執行法人職員」に改める。

（特定独立行政法人の労働関係に関する法律施行令の一部改正）

第七十条　特定独立行政法人の労働関係に関する法律施行令（昭和三十一年政令第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

行政執行法人の労働関係に関する法律施行令

第一条第一項中「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「行政執行法人の労働関係に関する法律」に改め、同条第四項及び第五項中「特定独立行政法人担当公益委員」を「行政執行法人担当公益委員」に改める。

第四条の見出しを「（行政執行法人担当委員会議）」に改め、同条第二項中「特定独立行政法人担当公益委員」を「行政執行法人担当公益委員」に改める。

第七条第二項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令等の一部改正）

第七十一条　次に掲げる政令の規定中「自動車検査独立行政法人」を「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人海上技術安全研究所、国立研究開発法人海洋研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人建築研究所、国立研究開発法人港湾空港技術研究所、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、国立研究開発法人国立環境研究所、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、国立研究開発法人森林総合研究所、国立研究開発法人水産総合研究センター、国立研究開発法人電子航法研究所、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人農業環境技術研究所、国立研究開発法人農業生物資源研究所、国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人放射線医学総合研究所、国立研究開発法人理化学研究所、自動車検査独立行政法人」に改め、「、独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所」、「、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人海洋研究開発機構」、「、独立行政法人科学技術振興機構」、「、独立行政法人建築研究所」、「、独立行政法人港湾空港技術研究所」、「、独立行政法人国際農林水産業研究センター」、「、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人国立がん研究センター」、「、独立行政法人国立国際医療研究センター」、「、独立行政法人国立成育医療研究センター」、「、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター」、「、独立行政法人国立長寿医療研究センター」、「、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター」、「、独立行政法人電子航法研究所」、「、独立行政法人土木研究所、独立行政法人日本医療研究開発機構」、「、独立行政法人日本原子力研究開発機構」、「、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所」、「、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所」及び「、独立行政法人理化学研究所」を削る。

一　障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）別表第二第一号

二　母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第六条の法人を定める政令（平成二十五年政令第三号）第一号

三　国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成二十五年政令第二十二号）第二条第一号